鳥取市指定障害福祉サービス事業者等に係る指導監査実施要綱

目次

第１章　総則（第１条―第３条）

第２章　指導（第４条―第１０条）

第３章　監査（第１１条―第１４条）

第４章　市町村との協力（第１５―第１６条）

第５章　雑則（第１７条―第１８条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第１０条第１項、第４８条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第５１条の２７第１項及び第２項の規定に基づき、市長が行う法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者であった者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、法第２９条第１項に規定する指定障害者支援施設等の設置者、指定障害者支援施設等の設置者であった者又は当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設設置者等」という。）、法第５１条の１４第１項に規定する指定一般相談支援事業者、指定一般相談支援事業者であった者又は当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）及び法第５１条の１７第１項に規定する指定特定相談支援事業者、指定特定相談支援事業者であった者又は当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に対し、法第２９条第１項の規定による指定障害福祉サービス事業者等若しくは指定障害者支援施設設置者等が提供する指定障害福祉サービス、法第５１条の１４第１項の規定による指定一般相談支援事業者が提供する指定地域相談支援又は法第５１条の１７第１項の規定による指定特定相談支援事業者が提供する指定サービス利用支援及び指定継続サービス利用支援の内容（以下「支援内容」という。）並びに法第６条に規定する自立支援給付に係る費用の請求（以下「費用請求」という。）に関する報告等を統一的・効果的に実施するために必要な基本的事項を定め、利用者が安心・安全に適切なサービスを受けられるよう、当該指定障害福祉サービス事業者等の適正かつ健全な事業運営の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

（実施方法）

第２条　法第１０条第１項、第４８条第１項並びに第５１条の２７第１項及び第２項に規定する報告等の実施方法は、指導及び監査とする。

２　指導及び監査は、対象となる指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設設置者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の営業時間内に行うものとする。ただし、当該サービス事業者等の管理者の同意を得たときはこの限りでない。

（基本方針）

第３条　指導は、次に掲げる基本方針に基づき実施するものとする。

(１)　事実の認定、適否の判断及び意見の表明に際しては、関係法令等に基づき、公正かつ助言指導的な姿勢をもって臨み、サービス事業者等の同意に基づく積極的な協力が得られるよう配慮すること。

(２)　形式的及び表面的な事実の指摘にとどまらず、問題点を的確に把握し、その要因の解明と適正な是正策の明示に努め、サービス事業者等の運営水準の向上を図ること。

２　監査は、監査後の行政処分の要否、内容を決定するための行政調査であり、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第２章　指導

（指導の目的）

第４条　指導とは、支援内容又は費用請求に関し必要な事項をサービス事業者等に周知徹底することを目的として、集団指導及び実地指導に区分して実施するものとし、その指導方法は、次に掲げるとおりとする。

(１)　集団指導は、サービス事業者等を一定の場所に集め、支援内容及び費用請求に関し必要な事項について、過去の指導事例等参考となる資料をサービス事業者等に提示しながら、講習等の方式で行うものとする。

(２)　実地指導は、サービス事業者等の事業所において、関係書類を閲覧し、別に定める実地指導調書に基づき、関係者との面談方式で行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（実施計画の策定）

第５条　市は、毎年度、指導の実施に当たり、実施計画を策定するものとする。

２　前項の実施計画には、指導方針、指導対象となるサービス事業者等、実施時期及び実施方法その他市が必要と認める事項を定めるものとする。

（指導対象サービス事業者等の選定）

第６条　市は、当該年度の指導対象サービス事業者等を選定するときは、第４条の指導区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要件に基づき行うものとする。

(１)　集団指導

ア　すべてのサービス事業者等　２年に１回以上

イ　新規指定サービス事業者等　概ね１年以内

ウ　特に集団指導を受ける必要があると市が認めるサービス事業者等　随時

(２)　実地指導

ア　サービス事業者等（指定障害者支援施設設置者等を除く）　３年に１回以上

イ　指定障害者支援施設設置者等　２年に１回以上

ウ　新規指定サービス事業者等　指定した年度又はその翌年度

エ　指導事項の改善が認められない等特に実地指導を受ける必要があると市が認めるサービス事業者等　随時

（指導担当者）

第７条　第４条の指導は、市長が任命した職員（以下この章において「指導担当者」という。）が行うものとする。

（集団指導の実施）

第８条　市は、第５条第１項の規定に基づき、集団指導対象となるサービス事業者等を定めたときは、当該サービス事業者等に対し、事前に次に掲げる事項を通知するものとする。

(１)　集団指導の目的

(２)　集団指導の日時及び場所

(３)　指導内容

(４)　出席者の職氏名を市が指定する日までに報告すること。

(５)　前各号に掲げるもののほか市が必要と認める事項

（実地指導の実施）

第９条　市は、第５条第１項の規定に基づき、実地指導対象となるサービス事業者等を定めたときは、当該サービス事業者等に対し、事前に次に掲げる事項を通知するものとする。

(１)　実地指導の根拠規定及び目的

(２)　実地指導の日時及び場所

(３)　立会者の職氏名を市が指定する日までに報告すること。

(４)　前各号に掲げるもののほか市が必要と認める事項

２　前項第４号の市が必要と認める事項は、次の各号の指示事項を含むものとする。

(１)　実地指導の立会者に、当該サービス事業者等の代表者（又は役員に相当する者）及び管理者を含めること。

(２)　別に定める実地指導事前調書を作成し、１部を市が指定する日までに提出すること。

(３)　準備すべき書類を整理すること。

３　指導担当者は、実地指導を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意して指導を行うものとする。

(１)　実地指導対象のサービス事業者等から提出された前項第２号の実地指導事前調書及び前回までの指導監査の結果等を検討し、当該サービス事業者等の運営状況を事前に把握しておくこと。

(２)　実地指導の開始に当たっては、立会者に対してその趣旨を十分説明し、理解と協力が得られるよう配慮すること。

(３)　実地指導は、正確な資料又は事実に基づいて行うこと。

(４)　常に品位を保持し、指導に対する信頼を得るように努めることとし、徒に私見を強要し、又は単に不当を責めることに終始しないこと。

(５)　実地指導の終了後、立会者に対し口頭で講評を行い、改善を要すると認められる事項については、十分な理解が得られるよう指導するとともに、その改善を指示すること。ただし、特別の事情がある場合にはこの限りでない。

(６)　講評後、当該サービス事業者等からの要望、意見等があれば、積極的に聴取するよう努めること。

(７)　実地指導中に、明らかに支援内容又は費用請求に不正又は著しい不当があると認める場合には、実地指導の中止を宣言した後、直ちに監査を行うことができること。

４　指導担当者は、次に掲げる場合は、実地指導を延期し、又は中止することができる。

(１)　拒否、妨害、忌避その他の理由により実地指導の実施が困難であるとき。

(２)　立会者を実地指導に立ち会わせることができないとき。

(３)　実地指導に必要な書類の大部分が実地指導の実施場所に現存せず、かつ、早急に備えさせることが困難であるとき。

(４)　実地指導に必要な書類の記載が著しく不備であるため、実地指導の目的を達することが困難であるとき。

(５)　その他特別の事情により実地指導を行うことができないとき。

５　指導担当者は、前項の規定により実地指導を延期し、又は中止したときは、遅滞なくその旨を所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実地指導の実施後の措置）

第１０条　指導担当者は、実地指導実施後遅滞なく、当該実地指導結果を復命するものとする。

２　市は、前項の復命に基づき改善を要すると認める場合には、実地指導を行った日から概ね１月以内に、当該サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を記載した通知をするものとする。

(１)　改善を要する事項

(２)　改善方法

(３)　別に定める改善報告書を作成し、１部を市が指定する日までに提出すること。

(４)　前各号に掲げるもののほか市が必要と認める事項

第３章　監査

（監査の目的）

第１１条　監査は、次に掲げる情報を検証し、次条に規定する監査の対象に該当すると認める場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な行政上の措置を講ずることを目的とする。

(１)　通報、苦情及び相談に基づく情報

(２)　他の自治体及び相談支援事業者へ寄せられる苦情

(３)　自立支援給付の請求情報

(４)　実地指導において確認した情報

（監査の対象）

第１２条　監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(１)　支援内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。

(２)　費用請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。

(３)　法第３６条第３項、第３８条第３項、第５１条の１９第２項又は第５１条の２０第２項に規定する指定の基準に著しく違反していると疑うに足る理由があるとき。

(４)　実地指導による指導事項が改善されないとき。

(５)　正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

（監査の実施方法等）

第１３条　第１１条の監査は、市長が任命した職員（以下この章において「監査担当者」という。）が行うものとする。

２　監査担当者は、監査を実施する前に必要に応じ、自立支援給付に係る請求書等による書面調査、法第９条に規定するサービスを受けた障害者及び障害児の保護者等に対する実地調査その他の必要な調査を行うものとする。

３　市は、監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、原則として当該サービス事業者等に対し、事前に次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、第９条第３項第７号に規定する場合又は第１１条の目的を達成するために市が必要と認める場合はこの限りでない。

(１)　監査の根拠規定

(２)　監査の日時及び場所

(３)　立会者の職氏名を市が別に指定する日までに報告すること。

(４)　準備すべき書類

(５)　前各号に掲げるもののほか市が必要と認める事項

４　市は、監査対象となるサービス事業者等の代表者（又は役員に相当する者）及びサービス事業所等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて支援担当者、費用請求担当者又は関係者の出席を求めるものとする。

（監査後の措置）

第１４条　監査担当者は、監査実施後遅滞なく、当該監査結果を復命するものとする。

２　市は、前条の監査において、当該サービス事業者等に法第４３条若しくは第４４条に規定する市の条例で定める基準又は第５１条の２３若しくは第５１条の２４に規定する厚生労働省令で定める基準（以下「基準」という。）に違反する事実が確認された場合には、法に基づく行政上の措置（法第４９条及び第５１条の２８に定める勧告、公表及び命令並びに法第５０条及び第５１条の２９に定める指定の取消し又は指定の効力の全部若しくは一部停止（以下「取消処分等」という。）をいう。以下同じ。）を機動的に行うものとする。

３　勧告を行う場合には、当該サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(１)　基準に違反する事実

(２)　基準を遵守すること。

(３)　市が指定する日までに文書により勧告に対する報告を行うこと。

(４)　勧告に従わなかったときは、法第４９条第３項又は第５１条の２８第３項の規定に基づき、その旨を公表すること。

(５)　前号によっても勧告に従わなかったときは、法第４９条第４項又は第５１条の２８第４項の規定に基づき勧告に係る措置を命じることがあること。

４　命令又は取消処分等を行うときには、監査後、命令又は取消処分等対象のサービス事業者等に対して、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項の規定に基づき、命令にあっては弁明の機会の付与を、取消処分等にあっては聴聞を行うものとする。ただし、同条第２項に該当する場合はこの限りでない。

５　第２項に規定する行政上の措置を行ったときは、当該サービス事業者等に対して、次に掲げる事項を通知するものとする。

(１)　行政上の措置の内容

(２)　行政上の措置の根拠規定

(３)　行政上の措置の原因となる事実

(４)　不服申立てに関する事項

 (５)　前各号に定めるもののほか市が必要と認める事項

６　第２項に規定する行政上の措置を行わない場合には、第１０条第２項の規定を準用する。

７ 命令は、当該サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を通知することし、併せて法第４９条第５項又は第５１条の２８第５項の規定に基づき、法第４９条第４項又は第５１条の２８第４項の規定による命令をした旨を公示するものとする。

(１)　命令内容

(２)　市が指定する日までに文書により命令に対する報告を行うこと。

８　市は、監査の結果、法第５０条第１項各号若しくは第３項又は第５１条の２９第１項各号若しくは第２項各号のいずれかに該当し、取消処分等を行うことが適当と認める場合には、当該行政処分を行うものとする。なお、当該処分に係る基準違反及び不正行為等の内容が悪質であると市が認める場合においては、警察等の関係機関と連携して対応を検討するものとする。

第４章　市町村との協力

（指導及び監査の共同実施等）

第１５条　市は、第５条第１項の実施計画を策定した場合には、岩美町、八頭町、若桜町及び智頭町に対し、当該実施計画を通知するものとする。

２　市は、監査を実施しようとする場合には、関係する市町村に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(１)　監査を実施すること。

(２)　第１３条第２項に規定する書面調査及び実地調査等に協力すること。

３　市は、関係する市町村から要請があった場合には、第７条及び第１３条第１項の規定にかかわらず、当該市町村の職員と共同して指導及び監査を行うことができる。

（情報の提供）

第１６条　市は、サービス事業者等に指導を行った場合には、関係する市町村に対し、指導結果及び第１０条第２項第３号の改善報告書の内容を通知するものとする。

２　市は、サービス事業者等に監査を行った場合には、関係する市町村に対し、監査の結果（これに伴う行政上の措置を含む。）を通知するものとする。

第５章　雑則

（情報の開示）

第１７条　市は、この要綱に基づくサービス事業者等に対する指導及び監査の実施結果について、市のホームページにその情報を登載するものとする。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施について次に掲げる事項は、福祉部長が別に定める。

(１)　第４条第２号の別に定める実地指導調書

(２)　第９条第２項第２号の別に定める実地指導事前調書

(３)　第１０条第２項第３号の別に定める改善報告書

(４)　前各号に掲げるもののほか指導及び監査の実施に必要な事項及び細目

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年９月１日から施行する。